

法務省資料

資料1: 刑法の一部を改正する法律案の概要等

資料2: 若年層を対象とした暴力根絶に向けた取組の推進について

資料3: 法務省の人権擁護機関が行う人権啓発・調査救済活動について

刑法の一部を改正する法律案の概要

資料1-1

改正の目的

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、処罰規定の整備等を行う。

法案の概要

・ 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等

強姦罪の構成要件について、「女子」を「姦淫した」と規定していたのを、男女問わず「人」に対し「性交、肛門性交及び口腔性交（以下「性交等」という。）をした」に改めるとともに、その法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げ、罪名を「強制的性交等罪」とする。また、同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役6年とする。

・ 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に関する罰則の新設

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制的性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

・ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等

強制的性交等の行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は、その先後を問わず、無期又は7年以上の懲役に処することとする。

・ 強姦罪等の非親告罪化

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪等を親告罪とする規定を削除等する。

施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

検察官等の犯罪被害者等への適切な対応 を確実にするための教育・研修等の充実

検察官等に対する研修の充実等

法務・検察では、検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修、協議会等の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等 に対する取組

資料1-3

取締り等の強化

アダルトビデオ出演強要問題については、強姦罪、強要罪、労働者派遣法等の、「JKビジネス」問題については、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進する。

検察当局への周知

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題が、政府の重要課題であり、関係機関と緊密に連携して適切に対応する必要があることなどを検察当局に周知する。

若年層を対象とした暴力根絶に向けた取組の推進について (法務省・法テラス)

法テラスの犯罪被害者支援

法テラス・サポートダイヤルや犯罪被害者支援ダイヤル, 全国の地方事務所において, 問合せ内容に応じて, 以下の支援を実施

①法制度の紹介

刑事手続の流れや損害賠償請求等に関する情報を提供

②相談窓口の案内

犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介

③弁護士の紹介

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介

緊急対策としての取組

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策

(平成29年3月31日・関係府省対策会議決定)

→「法テラスにおいて, 相談窓口の案内, 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などの犯罪被害者支援を実施していることの周知」



①ホームページ・Twitterによる情報発信

アダルトビデオ出演強要等被害防止月間の告知とともに, 法テラスが実施している犯罪被害者支援の内容等の説明

②問合せに適切に対応できる体制の整備

- ・本問題の重要性, 対応の在り方等について, 問合せ対応者(オペレーター等)への周知を実施
- ・本問題に関するオペレーター用対応マニュアルの整備

法務省の人権擁護機関が行う人権啓発・調査救済活動について

人権啓発活動

資料3

- 「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」及び「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、啓発冊子の配布並びに啓発ビデオの貸し出し及び配信等の啓発活動を行っている。

〔具体的施策の例〕

- ・ 啓発ビデオ「虐待防止シリーズ ドメスティック・バイオレンス」及び「デートDVって何？～対等な関係を築くために～」の貸出し及び配信
- ・ インターネットを悪用した性犯罪被害を含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進



調査救済活動

- 全国の法務局・地方法務局において性的な暴力を含むあらゆる人権問題について女性や子どもが相談しやすい形で人権相談に応じているほか、被害申告があった場合には人権侵犯事件として調査の上事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

〔具体的施策の例〕

- ・ 専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」，「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・ 性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報についての削除依頼方法の助言等



(参考) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策（平成29年3月31日関係府省対策会議決定、抜粋）

- 2 具体的な取組（2）被害防止のための教育・啓発の強化 ①様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の実施
 - ・ 各府省や関係機関等のホームページ。SNSを始めとした各種広報媒体や政府広報を活用し、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」に関する被害予防のための広報・啓発を実施する。

同 （3）相談体制の充実 ①様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的周知

エ「女性の人権ホットライン」，「子供の人権110番」等を含む法務省の人権擁護機関の各種相談窓口や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っていることの周知

ヒアリング項目：女性に対するあらゆる暴力の根絶

担当府省：法務省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 ストーカー事案への対策の推進
- 4 性犯罪への対策の推進
- 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 6 売買春への対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	検察官等に対する研修の充実等	（28年度当初予算） —
	性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会の審議結果を踏まえた必要な措置	（28年度当初予算） —
2016	検察官等に対する研修の充実等	（29年度予算） —
	性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施	（29年度予算） —

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男女計：37.2% 男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女計：32.4% 男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88 か所 （平成27年11月）	98か所 （平成28年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 （平成27年11月）	35か所 （平成28年12月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度 改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
85	3-(6)-③	法務省	検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対する各種研修・協議会等において犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	－	－	－	－	84
84	3-(6)-③	法務省	性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会の審議結果を踏まえた必要な措置	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があるところである。これらの指摘を踏まえて開催した「性犯罪の罰則に関する検討会」が平成27年8月に取りまとめた報告書を受け、同年10月、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について法制審議会に諮問し、現在、同審議会において調査・審議中である。	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会において調査・審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、これを踏まえ必要な措置を講じる。	－	－	－	平成27年11月から、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、調査・審議を行っている。	83

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。
 なお、＊を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4．暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）における記載内容である。

（注4）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番 号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
84	Ⅱ 1 (1) ①	法 務 省	検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	-	-	-	-	研修科目の 充実
83	Ⅱ 1 (1) ①	法 務 省	性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会の刑事法（性犯罪関係）部会においては、同年11月から調査審議が行われ、平成28年6月、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする要綱（骨子）が採決された。 今後、同審議会において更に調査審議がなされ、法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問について、法制審議会において調査審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	平成28年9月12日に法制審議会から法務大臣に対して性犯罪に対処するための刑法の一部改正についての答申がなされ、現在、同答申を踏まえた改正法案の提出に向けて準備を進めているところ

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。